



第2部 各論

第4章 つくろう！福祉のこころと集える場

地域には多様な人が暮らしており、その抱える課題もさまざまです。そのような地域の課題を他人事ではなく、自分の事として考え、受け止めることができるよう、福祉のこころを育むとともに、市民にとって身近な場所で気軽に相談ができる場づくり、そして日々のコミュニケーションを通じた関係づくりに根ざした、思いやり、支えあいの精神により、地域全体で課題解決を図ることができる環境づくりを進めます。

1 地域福祉意識の向上

地域福祉の推進のためには、地域住民一人ひとりの福祉に対する正しい理解と認識が重要となります。子どもの頃から家庭・地域・学校を通じて、福祉のこころや人権意識が育つような教育をめざすとともに、福祉に対する「理解の深化」に向け、心のバリアフリー、ノーマライゼーション、多様性を尊重し、社会的孤立や社会的差別・排除を解消する地域づくりを進めます。また、年齢を問わず地域福祉について触れることのできる機会を増やすことで、社会福祉に無関心な人たちを取り込み、多世代の福祉意識を融合させながら、集合的な地域力を高めていきます。

現状と課題

地域福祉意識の向上に関しては、多世代に向けた幅広い取り組みが行われています。小・中・義務教育学校における福祉教育では、障害者や高齢者などの疑似体験や、当事者との交流を通して、福祉に関する知識を深めるとともに、地域に住む人を思いやり寄り添う心を育成し、福祉活動の実践力の向上をめざしています。また、社会福祉協議会においては、参加者が今後の地域福祉の方向性を一緒になって考える「市民福祉講座」や、高齢者が楽しく集い、語らい、行動し、生きがいのある生活をおくるための学習の場を提供するシニア地域活動実践塾「悠友塾」を開催し、市民が地域福祉について考える機会を提供しています。

しかし、市民アンケートの結果によると、7割以上の方が地域活動・ボランティア活動に参加した経験がなく、5年前と比較しても参加経験のない人の割合が増加しています。また、「地域活動・ボランティア活動に参加しない理由」として、「活動に興味がない」と回答した人の割合も増加し、さらに「福祉活動推進のため行政に期待すること」として福祉教育の推進を挙げた人はわずか1割程度と、まだまだ地域福祉意識が浸透しているとはいえません。これまで地域福祉に関わってこなかった人が、少しでも関心をもつためのきっかけとなるような施策を展開していく必要があります。

そのような中、平成30年4月に改正社会福祉法が施行され、地域住民や福祉関係者が、支援を要する本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育、人権等に関するさまざまな地域生活課題

第4章 つくろう！福祉のこころと集える場

を把握し、行政などと協働し課題を解決していくことが必要であるとの国の方向性が示されており、地域のあらゆる住民が支え手側、受け手側に分かれることなく、役割を持って支えあう「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉意識を普及・啓発していくことが求められています。

施策の展開

① 市民一人ひとりの福祉意識・人権意識の向上

さまざまな講座や研修を開催し、市民一人ひとりの福祉に対する正しい理解を促進するとともに、人権意識の向上に取り組み、誰もが差別・排除されることなく安心して暮らせる地域づくりをめざします。また、これまで地域福祉に関わってこなかった人が少しでも関心をもつきっかけとなるよう、ボランティア体験などの取り組みを進めます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
シニア地域活動実践塾事業 【高齢介護課】	60歳以上の市民を対象に、楽しく集い、語らい、行動し、生きがいのある生活を送るための学習の場として、シニア地域活動実践塾「悠友塾」を開講する。	修了生の状況をアンケート調査等で把握し、定期的に交流会などを開催することで、この講座で得た知識・経験を地域活動につなげてもらえるようしくみを構築していく。
地域住民へのこころの健康づくりの研修 【健康づくり課】	地域住民や地域の支援機関に対して、こころの健康や自殺予防についての理解を深める研修を実施し、地域の自殺対策力を高める。	こころの健康づくりに関して、幅広い対象者に対する研修や講演会を開催し、技術、知識及び意識の底上げを行う。
市民福祉講座 【社会福祉協議会】	安心して暮らせる社会をめざして、地域福祉の意義や役割、住民の福祉活動と行政の関係、市民参加のあり方など、今後の地域福祉の方向性を参加者が一緒に考える。	今後も地域住民、専門職との連携を図るため、継続的な学習会や啓発活動を行っていく。
ボランティア活動体験事業 【社会福祉協議会】	幅広い世代を対象とし、社会福祉施設において、高齢者や障害者・子ども達と生活や行動を共にし、ボランティア活動を体験する。	協力してもらえる施設との関係の強化により、さまざまな施設を体験できる体制づくりを図る。

② 学校教育における福祉教育の推進

ボランティア体験や高齢者・障害者の疑似体験、多世代や当事者との交流により、次世代の担い手となる子どもたちの福祉のこころを育みます。また、他者への思いやりとやさしさを持ち、助けあい、支えあう心を育てることを基本に、地域社会と教育機関が連携し、すべての人々が共に生き、共に育つ地域福祉の実現をめざした福祉教育の推進を図ります。

主な事業	事業概要	今後の方向性
小・中・義務教育 学校における福 祉教育 【学校教育推進室】	施設や支援学校訪問、学校行事を通して障害者、高齢者などの当事者とふれあう機会を増やし、また疑似体験活動を実施することで思いやりと助けあいのこころを育む。	「心情の育成」「知識理解」「実践力の育成」をポイントに、福祉教育の目的や意図を明確にし、学校での系統立てた福祉教育の指導と充実を図る。
小・中・義務教育 学校における福 祉教育 【社会福祉協議会】	各校に車いす、点字器、アイマスク、白杖の貸出を行うとともに、ボランティアや当事者などの体験学習指導者を紹介し、福祉教育の推進を図る。	福祉教育の指導ボランティアの協力によりボランティア養成講座を開催し、新たな担い手を養成する。

③ 生涯学習における福祉教育の推進

東大阪市生涯学習推進計画に基づき生涯学習の機会を提供することによって、福祉教育を市民に身近なものとして位置づけ、学習する機会を充実するなど地域における福祉教育の推進を図ります。

主な事業	事業概要	今後の方向性
生涯学習推進事業 【社会教育課】	東大阪市生涯学習推進計画を基に、施策の進捗管理を行いながら、生涯学習の推進を図る。	福祉に関する情報発信の場として「生涯学習出前講座」事業を展開する。また、生涯学習情報誌「まなびにトライ！」により福祉に関する事業やイベントの周知に努める。
東大阪市連携6大 学公開講座 【社会教育センター】	大学の英知を結集して、旬のテーマで講座を開催し、市民が生涯を通じて自主的に学習に取り組む機会を提供する。	受講者の年代が高い傾向にあるため、今後はより若い世代に参加を呼びかけていくとともに、より市民の興味を惹く講座を考案する。また、従来の昼時間帯にこだわらず、夜間時間帯に講座を開催する。

コラム

知っていますか？ ～ ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病のある方、妊娠初期の方など、見た目にはわかりにくくとも援助や配慮を必要としている方が、周りの方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくなるように作成されたマークです。また、ヘルプカードは、氏名や病名、緊急連絡先などを記載し、障害のある方などが緊急時や災害時、また外出時に困りごとが起こった際に、周りの方に伝え、手助けや配慮を受けやすくするためのカードです。

ヘルプマークを持った人を見かけたら、電車内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動を心がけましょう。また、助けを求めることができず困っている人を見かけたら「何かお困りですか。お手伝いできることはありませんか？」と声をかけ、ヘルプカードに記載されている内容を確認するなどの配慮や支援を行いましょう。



コラム

妊産婦にやさしい環境づくりを ～ マタニティマーク

マタニティマークは、妊婦さんが交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。

妊娠初期は赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにもとても大切な時期です。しかし、外見からは見分けがつかないため、「電車で席に座れない」、「たばこの煙が気になる」など妊婦さんにはさまざまな苦勞があります。

このマークを街なかで見かけたら、体調の悪そうな方であれば声をかける、交通機関では座席を譲る、近くでは喫煙を控えるなど、「妊産婦にやさしい環境づくり」を心がけましょう。



2 多世代が集う場づくり

地域での福祉活動を活性化させるには、支える側も支えられる側も一体となって、外に目を向け、社会や地域とつながることが大切です。近隣での顔の見える関係づくりによるフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーションを深めるとともに、近隣から地域、地域から市域へとつながっていく福祉のこころを源泉として、世代を超えた交流の場、多種多様な交流の機会を増やすことが求められています。また、老人センター、子育て支援センターや社会福祉施設などについて、社会参加を促す場としての機能を高めるとともに、地域の住民による自発的なサロンの開催や、誰もが気軽に立ち寄ることのできる交流の場づくりを支援していきます。

現状と課題

家庭や職場、学校のみならず、地域での自分の居場所づくりは、生きがいや社会参加にもつながります。地域におけるつながりの希薄化が進む昨今、「気軽に集える場」のニーズはますます高まっています。

本市においては老人センターが高齢者を中心に地域の人が集い交流できる場として機能するとともに、ボランティア活動の拠点としても機能しています。また、子育て支援センターやつどいの広場においては、子育て中の親が地域で孤立しないよう、親子どうしが交流したり、子育ての不安や悩みを相談できる場として機能しています。さらに、市内の社会福祉施設などにおいては、子ども食堂や学習支援を契機とした子どもの居場所づくりにも取り組んでいます。

地域懇談会においては、集いの場についての多様な意見が寄せられており、子どもと子育て中の親、障害者、高齢者といった特定の層が集まって情報交換できる場づくりはもちろん、子どもから高齢者までの多世代が集える交流拠点が必要といった意見がありました。

今後は、特定のターゲット層に照準をあわせた場だけではなく、障害のあるなしに関わらず集える場、地域生活課題に根ざした多世代の交流・情報交換の場など、地域福祉のこころで人々がいつでも集えるあらゆるタイプの場の創出が望まれます。

施策の展開

① 社会参加の場の提供

あらゆる人が役割をもち、支えあいながら自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現が提唱されています。高齢者、障害者、子育て中の親など地域に暮らすすべての人が孤立することなく、その人が本来もっている力を引き出せるよう（＝エンパワメント）、積極的に社会参加できる場を提供していきます。また、社協COWやCSWなどを核として、地域特性を活かした多様な場の創出を推進します。

第4章 つくろう！福祉のこころと集える場

主な事業	事業概要	今後の方向性
シルバーボランティアセンター事業 【社会福祉協議会】	高齢者ボランティアと協働することで、ボランティア活動の場を提供し、利用者間の交流を図るとともに、生きがいをもって社会に貢献できる人材の育成を行う。	クラブ活動や教室などで学んだことをボランティア活動として活かせる場づくり（初心者向けの囲碁・将棋・卓球などを利用者が講師となって教えるなど）を行う。
社協COWやCSWなどの活動を通じた交流促進 【社会福祉協議会】	社協COWやCSWなどによる地域へのアウトリーチをきっかけに、さまざまな交流を図ることのできる環境を積極的に創出するよう働きかける。	地域とより密接な信頼関係を構築しながら、地域特性を考慮した共生型や世代間交流の場の創出を働きかける。

② 共生型の交流、多世代交流の促進

障害のある人もない人もすべての人が共に生きる地域社会において、障害への理解をさらに深めるため、誰もが参加できるイベントなどにより、高い感受性の醸成、共生型の交流を促進していきます。また、子どもたちが大人と交流できるように、学校園の行事や総合学習の時間を活用し、体験学習などの実施を推進するとともに、昔遊びなどを通じた子どもたちと高齢者との交流の場を設けるなど、多世代交流を促進します。さらに、高齢者が培った社会経験を地域において活用するなど、支える側も支えられる側も、持てる力を引き出し、互いが助けあえるような地域づくりを支援していきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
障害者理解啓発事業 【障害施策推進課】	障害の有無に関わらず参加できる地域交流イベントとして「ふれあいのつどい」を毎年開催するとともに、駅頭での啓発活動を行っている。	障害当事者や関係機関の声を聴きながら、より効果的な理解啓発の方法を検討する。また、当事者や地域住民が主体となって行う地域交流や社会参加促進に向けた活動も支援していく。
地域交流事業 【障害施策推進課】 【社会福祉事業団】	当事者との関わりを通じた啓発活動や障害者の社会参加及び自立的活動を支援し、ふれあいの場づくりを推進する。	利用ニーズの増加に応えるため、他機関との連携や事業コーディネートを積極的に進め、事業の充実、拡大を図る。また、障害者やその家族、地域住民などが取り組む自発的活動についても支援を行う。
食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業 【子ども家庭課】	子どもの居場所が広がるように、いわゆる「子ども食堂」を運営する団体などに対し、安全・安心に資する費用等、事業に要する費用の一部を補助することにより、「子ども食堂」の新規開設や活動促進を図る。	さまざまな子どもに対し、食育や貴重な団らん、地域における居場所確保の機会を提供するため、市の関係部局や関係機関を通じて情報を提供していく。また、支援が必要な子どもを発見した場合には市の相談機関へ「つなぐ」役割を担えるように、子ども食堂を運営する団体に研修などを進めていく。

主な事業	事業概要	今後の方向性
学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業 【子ども家庭課】	子どもの居場所が広がるように、学校の宿題や自主学習の補助を行うことで、学習習慣の定着を目的とする事業。併せて、レクリエーションや施設利用者との交流なども実施する。	さまざまな子どもに対し、学習支援を通じた地域における居場所確保の機会を提供するため、市の関係部局や関係機関を通じて情報を提供していく。また、支援が必要な子どもを発見した場合には、市の相談機関へ「つなぐ」役割を担えるように、事業を実施する社会福祉施設などに研修などを進めていく。

コラム

切れ目ない支援をめざして ～ 東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」

東大阪市立障害児者支援センター レピラは、障害児者がひとりの市民として地域で安心して豊かに暮らしていけるために支援をする施設として、平成29年4月にオープンしました。

レピラでは、ライフステージに沿って子どもから大人まで「児者一貫」の切れ目のない支援を行うために相談、通園、通所、医療などを柱にさまざまな専門機能を備えています。

また、障害福祉関係機関や病院をはじめとする地域のネットワークの中核を担っており、本市における障害児者福祉の拠点として機能しています。今後、さらなる機能の充実に向けた取り組みが期待されています。



コラム

子どもの居場所が広がるように
～ 子ども食堂・学習支援

「子どもの居場所」とは、地域の子供たちが気軽に参加でき、一緒に遊び、落ち着いて過ごせるような、子供たちの発想や思いが大切にされる居場所のことです。

地域のさまざまな子供達を対象とした交流の拠点として「子どもの居場所づくり」が行われていますが、代表的な「子どもの居場所」として、子ども食堂や学習支援があります。

子ども食堂は、子供達が食を通じた団らんの中で子供どうしや地域の大人と関わることができる場であり、その多くがボランティアによって運営されています。学習支援は、地域のボランティアによる取り組みや、市も地域の社会福祉法人等と協力し、宿題や自主学習などの支援による学習習慣の定着をめざした子どもの居場所づくりを支援する取り組みを行っています。それぞれ、まだまだ課題はありますが、市としても、安全・安心な子どもの居場所が市内で広がるように、取り組みを支援していきます。皆さまも、改めて地域の活動や身近な子供達の様子を気に留めてみてください。



3 ボランティア・NPOなどの活性化

地域福祉の推進には、地域住民、地域団体、福祉分野の専門機関や専門職のみならず、ボランティアや福祉・保健・医療分野から住宅、教育、商工業等の分野に至るNPOまで、地域の住民や組織に所属するさまざまな人々、関係機関の協力が必要です。

ボランティア活動は、強制や義務で行うのではなく、自分の考えで参加し、取り組むものであるゆえに、多様な問題に柔軟に取り組むことができ、人の心に働きかける力を持っています。ボランティア人材やNPOなどの団体による活動を通じて、地域福祉をさらに推進していきます。

現状と課題

社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターでは、市内におけるボランティア活動の拠点として、ボランティア基金の拡充やボランティアに関する講座・ボランティアどうしが集うサロンの開催、情報の提供、市民への啓発などを行っています。

市民アンケート結果では、地域における支えあいといった地域活動やボランティア活動に参加したことがある人は2割程度と過去の調査から減少傾向にあり、地域懇談会においても、ボランティア層の高齢化や後継者不足が指摘されました。

しかし、地域活動・ボランティア活動に参加しない理由としては、「どんな活動があるかわからない」、「一緒に活動する仲間がいない」と回答した人の割合が比較的高く、活動意欲はあるものの、その意思をうまく活用できていないといった課題が明らかになり、その傾向は特に若い世代に多く見られました。本市には数多くの大学が立地していることから、学生をはじめとした若い世代にボランティアの機会を提供し、社会貢献に対する意識の醸成を図るためにも、より一層の情報提供や気軽に活動しやすい体制の整備が求められています。

また、事業所・団体アンケートでは、地域と関わる活動や地域貢献への取り組みを行っている割合が約9割と、多くの事業所・団体で地域に根付いた貢献活動を行っています。一方、「地域との関係が築けていない」ことや、「手法が分からない」といった理由から活動ができていない事業所・団体もあり、より一層取り組みやすい環境づくりに努める必要があります。

施策の展開

① 活動の基盤づくり

市民がボランティアに関心を向け、さまざまな活動に気軽に参加できるよう、社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターの基盤を整備していきます。また、身近な地域での福祉活動に携わるボランティア人材の組織化を進めるとともに、地域の団体やNPOなどが連携できるよう支援し、市民福祉活動を推進する中核的なプラットフォーム機能を充実していきます。

第4章 つくろう！福祉のこころと集える場

主な事業	事業概要	今後の方向性
ボランティア・市民活動センター基盤整備事業 【社会福祉協議会】	ボランティア活動の拠点としての会場、機材の貸出や基金の拡充、サロンの開催、ニーズの把握などを行い、ボランティアが活動しやすい体制を構築する。	貸し出せる会場に限りがあるため、活動に支障が生じないように調整を行い、活動を推進していく。
地域型ボランティアセンター 【社会福祉協議会】	老人センターにボランティアセンターのサテライトを設置することにより、市民が身近な地域でボランティア活動をしやすい環境をつくり、活動の活性化を図る。	老人センター（東・中・西地域）ごとに、それぞれの特性や地域性を取り入れた独自のボランティア活動メニューの開発に努める。

② 担い手の育成

今後ますます増加する福祉ニーズに対応するため、福祉専門職の育成を図りつつ、ボランティアやNPOの活動を推進し、さまざまな担い手による福祉活動を活性化していきます。ボランティア活動の活性化のためには、ボランティアの育成や活動機会の充実が欠かすことができません。若年層や勤労者層、元気高齢者など多様な層にボランティアの意義を理解し、参加してもらえよう、ボランティアの育成の場づくりや活動に関する情報提供を充実していきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
介護予防活動ボランティアの養成 【地域包括ケア推進課】	楽しくトライ体操推進員養成講座など、介護予防活動を推進するための介護予防活動ボランティアの人材育成を行う。	実践練習の場として、楽しくトライ体操教室を毎月開催し、活動経験が豊富な会員とともに、経験に合わせて段階的に実践練習を行う。
ボランティア養成事業 【社会福祉協議会】	ボランティアを養成するためのさまざまな研修を行い、地域福祉活動の担い手やリーダーの確保・育成を図る。	養成講座修了後、ボランティア登録しやすい体制づくりに努める。
小地域ネットワーク活動 ボランティア講座 【社会福祉協議会】	ボランティア養成講座を社会福祉協議会と校区福祉委員会がタイアップして実施し、地域福祉活動の新しい人材を養成する。	ボランティア養成講座の開催を働きかけて、人材養成に努める。
災害時支援ボランティアの登録 【社会福祉協議会】	市内で大規模災害が発生した場合や近隣の市町村で災害が発生したときに、ボランティア活動を円滑に、安心して行えるように、ボランティア登録制度の啓発・推進を行う。	今後は、高校、大学と連携し、若い層のボランティア登録も視野に入れた災害ボランティア養成講座を開催する。

③ ボランティア・NPOに関する取り組みの充実

ボランティア・NPOに関する情報を幅広い層の人々に発信し、興味や参加意欲を高めることで、実際の活動につながる機会をさらに充実していきます。また、ボランティア・NPOに対して、組織運営や助成金、コミュニティビジネスに関する情報提供を行うなど、各グループの活動を支援していきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
地域まちづくり活動助成金 【NPO・市民活動支援課】	地域資源の活用や地域課題の解決に向けたまちづくり活動の活性化を図り、わがまちとして愛着と誇りの持てる市民主体の魅力ある地域づくりを目的として助成金を交付する。	助成金交付団体だけではなく、新たに活動を検討している団体などに向けた講座を実施することで、実際の活動につながるよう支援を行う。
ボランティア連絡会、委員会などの開催 【社会福祉協議会】	ボランティアおよびボランティアグループ相互の連絡・調整を図り、組織的に市民へのボランティア活動の啓発を行う。	担い手となる役員や人材を確保するため、ボランティア連絡会の周知を図る。
広報啓発活動 【社会福祉協議会】	広報紙やケーブルテレビ、テレフォンガイド「テレサ」などの媒体の活用や東大阪市ふれあい祭りへの参加により、ボランティアの活動団体や活動内容について市民にPRを行う。	提供する情報のマンネリ化からの脱却を図りつつ、ICTなどの最新の技術を取り入れ、有益な情報をタイムリーに発信する。
小地域ネットワーク活動 ボランティアとの連携 【社会福祉協議会】	小地域ネットワーク活動実施校区と連携し、ボランティアが食事会、いきいきサロン、子育てサロン等で演芸などを披露する。	社会福祉協議会のウェブサイトや広報紙などにより、ボランティアセンターに未登録のボランティアグループに呼びかけ、加入を促進する。
ファミリー・サポート・センター 【社会福祉協議会】	子育ての援助をしたい方（援助会員）と援助を受けたい方（依頼会員）の相互援助ネットワークを組織し、地域全体で子育てしやすい環境を整備する。	援助会員の確保を図るため、援助会員養成講座の啓発を図る。

④ 学校、企業などとの交流・連携

地域福祉の推進にあたっては、学校や企業も重要な担い手のひとつです。さまざまな担い手による地域福祉の取り組みは、地域全体を活性化させ、市民の生活を向上させることにもつながります。学校や企業などとの協働に向け、交流や連携を図る機会と場づくりを進めます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
総合的教育力活性化事業 【青少年スポーツ室】	学校・家庭・地域が連携しながら、子どもの「生きる力」を育むことを目的とし、全中学校区に学校関係者・PTA・自治会・青少年育成団体などの地域教育関係者で構成する地域教育協議会を設置している。	「地域の子どもの地域全体で育てる」という理念に、「市の子どもの市で育てる」という1段階昇華された理念を加えられるよう、意識を醸成していく。

